

2 発生源対策の推進

(1) ダイオキシン法の特定事業場に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法の特定事業場は県域内に158箇所（平成19年3月31日現在）あり、これらの特定事業場を対象に、ダイオキシン類の自主測定結果や施設の維持管理状況等の確認のため、定期的に立入検査等を行い、適正な施設管理等の指導を実施しています。

表1 平成18年度監視指導状況

	平成19年3月31日現在		立入検査件数 (特定施設延べ数)	文書指導件数	測定分析件数
	特定事業場数	特定施設数			
大気排出基準適用特定施設を設置する事業場	120	176	128	2	5
水質排出基準対象特定施設を設置する事業場	38	103	67	0	0
計	158	279	195	2	5

注1：事業場には、大気排出基準適用特定施設及び水質排出基準対象特定施設のいずれも設置しているものがあるため、実際の事業場数とは一致しない。

注2：測定分析件数には、排出ガスの採取試料数を計上しており、ばいじんのみを測定した1件は含まない。

(2) ダイオキシン法に基づく自主測定

廃棄物焼却施設等の特定施設^{*7}の設置者は、ダイオキシン法第28条第1項から第3項の規定に基づき、施設の排出ガス中に存在するダイオキシン類濃度の測定を年1回以上行い、その結果を知事（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市にあつては市長（以下、同じ））に報告し、知事は、同条第4項の規定に基づき、報告を受けた測定結果を公表することになっています。

平成18年度分として報告された自主測定結果は次のとおりです。

表2 大気排出基準が適用される特定施設（大気基準適用施設）の報告及び設置状況

施設名	大気基準適用施設（測定・報告義務対象施設）				
		報告済施設		休止施設	未報告施設
			(排出基準超過施設)		
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0
廃棄物焼却炉	175	143	1	29	3
合計	176	144	1	29	3

注1：休止施設には、建設中、故障中の施設を含む。

注2：平成18年度中に廃止届のあった7施設のうち、1施設から測定結果の報告があった。

注3：大気排出基準を超過した1施設については、焼却炉を停止して原因調査等を実施し、改善等を指導しました。

表3 ばいじん、焼却灰等に含まれるダイオキシン類測定の報告状況

施設名	ばいじん及び焼却灰等の処理基準適用施設						
		測定・報告義務対象施設				測定・報告義務対象外施設	
		報告済施設	(処理基準超過施設)	休止施設	未報告施設		
廃棄物焼却炉	175					172	140

注1：休止施設には、建設中、故障中の施設を含む。

注2：ばいじん等が発生しない施設とは、揮発性廃油の焼却炉など、測定を行うべきばいじん等が発生しない施設をいう。

注3：平成18年度中に廃止届のあった7施設のうち、1施設から測定結果の報告があった。

注4：ダイオキシン類の処理基準（3ng-TEQ/g）を超えた13件について適正に処理するよう指導を行った。

*7 ダイオキシン法施行令第1条に規定されているダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設とダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する施設のことで、一定以上の焼却能力がある焼却施設や製鋼用電気炉等が該当します。

表4 水質排出基準に係る特定施設が設置される特定事業場(水質基準適用事業場)の報告及び設置状況

施設名	水質基準適用事業場					
		測定・報告義務対象事業場(排水がある事業場)				測定・報告義務対象外事業場(排水がない事業場)
		報告済事業場	(排出基準超過事業場)		休止事業場	
カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	1
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	1
廃棄物焼却炉(大気基準適用施設と同じ)の廃ガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	22	4	3	0	1	18
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1	1	0	0	0
水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	12	12	12	0	0	0
合計	38	17	16	0	1	21

これらの自主測定の結果は、各地域県政総合センター環境部の窓口で閲覧できるほか、県のホームページでも見ることができます。

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/dxn/dxn_main.html

また、政令市(横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市)においても、自主測定結果をインターネット上で公表しています。(・政令市のホームページアドレスは最終ページに掲載)

(3) 廃棄物焼却施設の解体工事への対応

県では、周辺環境の保全の観点から、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を定め、周辺環境への汚染の未然防止等を図っております。

この要綱では、①工事に伴うばいじんの飛散防止などの周辺環境汚染防止対策、②工事により発生する廃棄物の適正保管及び適正処理、③焼却施設周辺土壌など周辺環境の状況調査、④掲示板や回覧あるいはインターネットなどによる周辺住民への情報提供、についての措置を求めており、設置者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書を作成し、所管する地域県政総合センターに提出することになっています。

また、解体工事による汚染がなかったことが確認できるよう、解体工事前後における土壌調査の結果などを含む完了報告を提出することになっています。

なお、廃棄物処理法に基づく政令市(横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市)も同様な規定を設けており、それぞれ取組みを進めています。

(4) 廃棄物処理対策の推進

県は、ダイオキシン類の削減など環境への負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等とともに、「神奈川県廃棄物処理計画」に基づく施策事業に取り組んでいます。

「神奈川県廃棄物処理計画」では、施策・事業の実施に当たって、第一に廃棄物の発生抑制の推進、次に再利用、再生利用の推進、最後にどうしても排出される廃棄物については適正処分することを取組みの優先順位としており、主に次の取組みを進めることとしています。

- 神奈川県廃棄物処理計画の主な施策事業
 - 1 循環型社会に向けた総合的取組み
 - ごみ処理広域化や環境教育の推進
 - 2 発生抑制、循環的利用の推進
 - 一般廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進
 - 事業者による自主的な発生抑制、循環的利用の推進
 - 3 適正処理の推進
 - 一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理の推進